

○小清水町エアコン設置助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年の気温上昇による猛暑を受け、町民が自宅で安全、快適に過ごせるよう室内環境の改善を目的として、エアコン設置費用の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金交付対象者)

第2条 小清水町エアコン設置助成金（以下「助成金」という。）の交付対象となる者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 小清水町内に所有する住宅、又は賃貸住宅等に自ら居住する者で設置後も居住を続ける者。（ただし、事業所等は除く）
- (2) 町税等を滞納していない者。

(対象工事)

第3条 助成金の対象となる工事は、壁掛け型や天井埋込型のルームエアコンの製品本体・取付工事（架台・電気工事を含む）など設置に要する工事とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- ア 既設エアコンの撤去に係る工事（架台・電気工事を含む）
 - イ 中古品（移設を含む）
 - ウ 移動式（スポットクーラーなど）、窓枠設置式のエアコン
- 2 賃貸住宅等の場合は貸主の承諾を得たうえで助成を認めるものとし、当該住宅を退去する際は原則取り外すこととする。
 - 3 店舗など併用住宅の場合は住宅部分に設置するものに限る。
 - 4 本助成金事業の期間内で1世帯1台分1回限りの工事を対象とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象工事費（税別）の2分の1とし、上限は次のとおりとする。（千円未満を切り捨てとする）

- (1) 町内業者（小清水町商工会の会員であって、町内に独立した事業所を営む者）による場合は、5万円を上限とする。
- (2) 町外業者による場合は、4万円を上限とする。

(交付申請の手続き)

第5条 助成金の交付申請等の手続きは、小清水町エアコン設置助成金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 申請者及び世帯全員の町税等の納付状況を町長が確認するための同意書（別記様式第2号）
- (2) 工事見積書の写し（一式見積もりは不可）
- (3) 設置前の状況が確認できる写真等
- (4) 建物の所有権を証明できる文書の写し（登記事項証明書又は固定資産税納税通知書又は固定資産税課税台帳の写し）
- (5) その他、町長が必要と認めた書類

2 前項の規定において、賃貸住宅である場合には、第4号の「建物の所有権を証明できる文書の写し（登記事項証明書又は固定資産税納税通知書又は固定資産税課税台帳の写し）」を「エアコン設置承諾書（別記様式第3号）」に読み替えるものとする。

(報告の聴取)

第6条 町長は、申請のあった個人等又は助成を決定した個人等から必要な報告を求め、又は調査することができる。

(助成金の交付決定)

第7条 第5条の申請があったときは、当該申請にかかる書類等の審査により当該申請の内容を調査し、助成金を交付すべきと認めたときは、小清水町エアコン設置助成金交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第8条 交付決定者は、エアコン設置工事が完了したときは、すみやかに実績報告をしなければならない。

2 前項の実績報告は、小清水町エアコン設置工事完了報告書兼請求書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 設置後の状況が確認できる写真等（設置前後の状況が比較できるもの）
- (2) 支払いしたことを証明する書類の写し

(3) その他、町長が必要と認めた書類

(助成金の額の確定)

第9条 前条の報告があったときは、内容を審査のうえ適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、小清水町エアコン設置助成金確定通知書（別記様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 助成金は、前項の規定による額の確定後において交付するものとする。

(決定の取り消し及び助成金の返還)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業を中止、又は廃止したとき。
- (2) 第2条から第4条の条件を満たさないとき。
- (3) 虚偽の申請、その他不正行為によって交付決定及び、助成金の支払いを受けたとき。

2 前項の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。